

## 慣行の取扱いについて

合併協定項目22「慣行の取扱い」を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成15年10月27日提出

窪川町・大野見村合併協議会  
会長 前田哲生

### 慣行の取扱いについて

1. 町章及び町旗については、新町発足時までに定めるものとする。
2. 町民憲章、町の花・木・鳥・歌・宣言については、新町において定めるものとする。
3. 表彰については、新町において調整するものとする。

### 【任意協議会確認事項】

	慣行の取扱いについて
調整方針案	慣行の取扱いについては提案しておりませんでした。
確認された調整方針	
確認年月日	

## 行政制度等の検討調整方針(案)

企画総務部会

協議項目	22. 慣行の取扱い		
項目	町村の現状		備考
	窪川町	大野見村	
調整の方針(案)	1. 町章及び町旗については、新町発足時まで定めるものとする。 2. 町民憲章、町の花・木・鳥・歌・宣言については、新町において定めるものとする。 3. 表彰については、新町において調整するものとする。		
1. 町章	昭和44年10月11日制定  窪川のクボを図案化したもので、両翼は町の発展飛躍を表わし、円形は町の平和を意味する。  町章デザイン  	昭和44年12月7日制定  大野見村の大をデザインしたもので、平和の鳥が未来に向かってはばたく進取の気性を表したものである。  村章デザイン  	
2. 町民憲章	町民憲章 なし	村民憲章 1 自然の恵みに感謝し、先人の偉業を尊び美しい村をつくります。 1 未来に希望をいだき、文化の村をつくります。 1 生きる喜びを分かちあえる、福祉の村をつくります。 1 すべての人が健康で明るい豊かな村をつくります。 1 清流四万十川を村民の誇りとし、子々孫々に引き継ぎます。	
3. 町の花、木、鳥、歌、宣言	町花 「エンコウツツジ」 昭和54年 選定  町木 「窪川ヒノキ」 昭和54年 選定  町鳥 「キセキレイ」 昭和54年 選定	村花 なし  村木 「アオキ」 選定年月日不詳  村鳥 「オオルリ」 選定年月日不詳	

# 行政制度等の検討調整方針(案)

企画総務部会

協議項目		22. 慣行の取扱い	
項目	町 村 の 現 状		備 考
	窪川町	大野見村	
4. 表彰	<p>町歌 なし</p> <p>宣言 なし</p> <p>窪川町表彰規程 昭和46年11月1日</p>	<p>村歌 昭和44年12月7日制定 作詞 田上益伊 作曲 瀬戸口重利</p> <p>宣言 生涯学習推進の村宣言 私達は、人間らしい生活のあり方を文化ととらえます。 そして、その実現の場は生涯学習にあると考えます。 そこで、ふるさとの自然を慈しみ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. よりよい人間になるために</li> <li>2. より豊かな生活をおくるため</li> <li>3. より住みよい村にするため</li> </ol> <p style="text-align: center;">ここに、全村民の名において、大野見村を生涯 学習推進の村とすることを宣言します。</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月22日</p> <p>大野見村表彰規程 大野見村児童生徒表彰規程 昭和45年4月1日 昭和62年4月1日</p>	

## 先進事例

### 篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

### あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。